

# 社会福祉法人新座市社会福祉協議会新座市東部第一地域包括支援センター運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第2項に基づき新座市が設置する地域包括支援センター（以下「センター」という。）の委託を受けた社会福祉法人新座市社会福祉協議会が、新座市地域包括支援センター運営事業実施要項（平成18年新座市告示第357号）に基づき事業を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）において使用する用語の例による。

(名称及び位置)

第3条 事業を行う事業所の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 新座市東部第一地域包括支援センター
- (2) 位 置 新座市片山一丁目9番1号

(事業内容)

第4条 事業内容は次のとおりとする。

- (1) 包括的支援事業
  - ア 総合相談支援業務
  - イ 権利擁護業務
  - ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
- (2) 介護予防ケアマネジメント（第一号介護予防支援事業）
- (3) 第1号及び第2号に規定するもののほか、新座市が定める事業（センターの職員に係る基準及び当該職員の員数）

第5条 センターに配置する職員及び当該職員の員数は、新座市地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例（平成26年新座市条例第43号）に基づき、次の表のとおりとする。

| 職種    | 員数 |
|-------|----|
| センター長 | 1  |

|  |   |
|--|---|
| (1) 保健師その他これに準じる者                              | 1 |
| (2) 社会福祉士その他これに準じる者                            | 1 |
| (3) 主任介護支援専門員（主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準じる者 | 1 |
| (4) 第1号から第3号に掲げる者                              | 1 |

2 センター長は、前項の表中、職種欄に掲げる他の職を兼ねることができるものとする。

（営業日及び営業時間）

第6条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から1月3日までの日を除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
- (3) 連絡体制 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。  
（新座市地域包括支援センター運営委員会との協議）

第7条 下記事項について、新座市地域包括支援センター運営委員会との協議を行うものとする。

- (1) センターの公正・中立性の確保に関すること。
- (2) センターの職員の確保に関すること。

（事業の委託）

第8条 センターは、第4条第2号に規定する事業を行うに当たって介護予防サービス計画書の作成・変更、経過観察、再評価、記録の作成・保管等の業務を他の居宅介護支援事業者に委託することができるものとする。

（利用契約）

第9条 センターが介護予防ケアマネジメント（第一号介護予防支援事業）を行うに当たっては、利用者と介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約書を締結しなければならない。

（通常の実業の実施地域）

第10条 通常の実業の実施地域は、新座市片山、野寺、池田及び道場の区域とする。

（事故発生時の対応）

第11条 センターの職員は、利用者に対する事業の提供により事

故が発生した場合には、速やかに新座市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、「社会福祉法人新座市社会福祉協議会事故対応マニュアル」により、必要な措置を講じ、管理者に報告するものとする。

- 2 事故により、利用者又は第三者に賠償するべき損害を与えた場合には、速やかに賠償するものとする。

(相談・苦情への対応)

第12条 利用者又はその家族からの相談・苦情等を受け付けるための窓口を設置するとともに、「社会福祉法人新座市社会福祉協議会福祉サービスの適正運営に関する取扱要綱」により、必要な措置を講じ、管理者に報告するものとする。

- 2 利用者又はその家族からの相談・苦情等について、新座市若しくは国民健康保険団体連合会が行う調査に対して、協力するものとする。

(個人情報保護)

第13条 センターは、利用者の個人情報について個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び厚生労働省が作成した医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（平成29年4月14日通知）並びに社会福祉法人新座市社会福祉協議会個人情報保護要綱（平成22年4月1日施行）を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 センターが得た利用者の個人情報については、センターでの介護予防サービスの提供以外の目的では原則として利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(秘密保持)

第14条 職員は、個人情報保護に関する法律及び新座市個人情報保護条例（平成16年新座市条例第22号）並びに社会福祉法人新座市社会福祉協議会個人情報保護要綱を遵守し、業務上知り得た秘密を保持するものとする。

- 2 職員であった者については、職員でなくなった後においても、業務上知り得た秘密を保持させるための必要な措置を講ずるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第15条 センターは、次の各号に定めるところにより、職員の資質向上を図るための研修の機会を設けるとともに、利用者に対し適切な介護予防サービス等を提供できるよう、業務体制を整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3箇月以内
- (2) 現任研修 年1回以上

附 則

この規程は、平成25年2月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年3月20日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年2月3日から施行する。